

十日町市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年12月13日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 高 橋 俊 一

令和6年度第1回定期監査結果報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

農業委員会、情報館

(2) 対象事務

令和6年度の財務等に関する事務

4 監査の着眼点

財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和6年9月30日から令和6年11月25日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 農業委員会

① 指定事業

「農地情報管理システム保守委託」

「証明書発行手数料等の収入事務」

「農業委員会名義の通帳管理」

② 意見

- ・委託業者からの見積書は、一式ではなく時間単価等の詳細を明記させて精査し、比較検討できるようにしていただきたい。
- ・事務局が管理している通帳については、現金管理を極力なくす方向で検討していただきたい。管理するのであれば、出納簿の作成と監査機能を徹底し、管理体制を強化すること。

(2) 情報館

① 指定事業

「図書館サービス業務等委託」

「視聴覚ライブラリー業務委託」

「資料購入経費」

② 意見

- ・一部仕様書と異なる運用をしていたものがあったが、業務の効率化や管理のために改善したものであるので、その運用に沿った仕様書の見直しを行っていただきたい。
- ・今後も市民の知的欲求に応え、生活課題や地域課題の解決能力の向上に寄与し、市民に親しまれ、利用される情報館を目指していただきたい。